



News Letter 2023年3月号

2023年4月1日より開始 月60時間を超える

時間外労働の割増賃金率改正

目次

- 法改正のポイント
- 深夜・休日労働・代替休暇の取扱い
- 就業規則の変更
- 働き方改革推進支援助成金
- 業務改善助成金

Now...

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支助助成金

業務改善助成金

法改正のポイント

労働基準法で決められている、割増賃金の割合についての改正です。

2023年4月より、中小企業も月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

※2010年の労働基準法改正により大企業のみが割増率引き上げ、中小企業は猶予期間が設けられていました。

2023年3月31日まで

月60時間超えの残業割増賃金率
大企業は50%・**中小企業は25%**

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

2023年4月1日から

月60時間超えの残業割増賃金率
大企業・中小企業ともに50%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

法改正のポイント

中小企業に該当するかは、

- ①（**資本金の額または出資の総額**）または
- ②（**常時使用する労働者数**）を満たすかどうかで、企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

Now...

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支援助成金

業務改善助成金

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支援助成金

業務改善助成金

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、
深夜割増賃金率25% + 時間外割増賃金率50% = 75%

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

Now...

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支援助成金

業務改善助成金

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。



就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて、就業規則の変更が必要となる場合があります。「モデル就業規則」も参考にしてください。



就業規則の記載例

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60 時間以下…… 25%
- ② 時間外労働 60 時間超…… 50%

(以下、略)

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支援助成金

業務改善助成金

Now...

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支援助成金

業務改善助成金

働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成（労働時間短縮・年休促進支援コース）

活用事例

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在

- 勤怠管理システムを導入し、各自の労働時間を把握し、業務を平準化
- 就業規則に月60時間超の割増賃金率の規定を改正



勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に**働き方改革推進支援助成金**を活用
取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

助成率：75%

上限額：最大250万円

※一定の要件を満たした場合80%

事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合最大490万円

Now...

法改正のポイント

深夜・休日労働・代替休暇の取扱い

就業規則の変更

働き方改革推進支援助成金

業務改善助成金

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

活用事例

- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- 専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上など、また機械設備やコンサルティングの他、人材育成・教育訓練も助成対象



助成率：最大90%

※賃金要件・生産性要件により異なる

上限額：最大600万円

※コース区分や要件により細かく上限額が異なる



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼

